

(16) 役員を選任及び会長等の選定に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の役員を選任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定にかかる会長候補者及び役員等候補者の選出に関する管理・運営方法について規定し、各種手続きを適正・適切に行うことを目的とする。

(定 義)

第 2 条 本規則において、「会長等候補者」とは、本地域協会の役員の前年度の最終事業年度（以下単に「改選期」という。）において次期会長、副会長、専務理事に選出される予定の候補者をいう。

2 本規則において、「役員等候補者」とは、改選期において次期の理事（会長等候補者を含む。）、監事、事務総長、司法機関の委員及び各委員会委員長に選出される予定の候補者をいう。

第 2 章 役員等候補者の選出

(役員等候補者の選出)

第 3 条 役員等候補者は、役員等候補者推薦委員会における決議によって選出する。

(役員等候補者推薦委員会)

第 4 条 役員等候補者を選出するため、役員等候補者推薦委員会を設置し、役員等の選出事務等について、役員等候補者推薦委員会が管理・運営する。

2 役員等候補者推薦委員会は、改選期の前年 12 月の理事会による承認によって設置され、役員等の選出の事務手続きが全て完了し、かつ、本地域協会の定時社員総会及びその後の理事会において会長が選定され、就任したときをもって解散する。

(役員等候補者推薦委員)

第 5 条 役員等候補者推薦委員会は、次の役員等候補者推薦委員をもって構成する。

- (1) 専務理事
- (2) 常務理事
- (3) その他、理事会が承認した者

2 役員等候補者推薦委員会の委員長は専務理事が務める。

3 役員等候補者推薦委員は、役員等候補者推薦委員会の事務運営及び会長候補者及び役員等候補者の選出が円滑に行われるために必要と認められる事務手続きを行う権限を有し、義務を負う。

(役員等候補者推薦委員会の職務)

第6条 役員等候補者推薦委員会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会に対して推薦する役員等候補者の資格審査に関する管理及び事務
- (2) 理事会に対して推薦する役員等候補者の選出に関する管理及び事務
- (3) 前2号に関する議案の理事会への付議に関する事務
- (4) その他選出に関する事務

2 前項において、役員等候補者推薦委員会が選出する役員等候補者は次のとおりとする。

- (1) 会長候補者
- (2) 副会長候補者
- (3) 専務理事候補者
- (4) 常務理事候補者
- (5) 前4号以外の理事候補者
- (6) 司法機関（規律委員会・裁定委員会）の委員長、副委員長及び委員候補者
- (7) 各委員会の委員長候補者
- (8) 事務総長

(役員等候補者の選出方針)

第7条 役員等候補者は、本地域協会の社員である北越地域の各県サッカー協会（以下「各県サッカー協会」という。）の役員その他の構成員の中から選出しなければならない。但し、正当な理由がある場合には、その他の者を選出することができる。

- 2 会長候補者は、公益財団法人富山県サッカー協会（以下「富山県協会」という。）の会長の職にある者を選出する。
- 3 副会長候補者は、富山県協会に所属する者を選出することはできないものとし、一般社団法人石川県サッカー協会（以下「石川県協会」という。）、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「新潟県協会」という。）、一般社団法人福井県サッカー協会（以下「福井県協会」という。）、又は一般社団法人長野県サッカー協会（以下「長野県協会」という。）に所属する者の中から選出しなければならない。
- 4 副会長候補者は、原則として定数を2名とし、各県サッカー協会（富山県協会を除く。）から公平に選出されるよう努めなければならない。
- 5 専務理事候補者は、各県サッカー協会の輪番制とし、富山県協会、新潟県協会、福井県協会、長野県協会、石川県協会の順に、その各県サッカー協会に所属する者の中から選出するものとする。
- 6 専務理事候補者は、原則として2期連続して同一の者を選出するものとする。
- 7 常務理事候補者は、原則として定数を4名とし、専務理事候補者となる者が所属する各県サッカー協会以外の四つの各県サッカー協会に所属する者の中から各1名を選出するものとする。

(役員等候補者推薦委員会の決議)

第8条 役員等候補者推薦委員会の決議は、役員等候補者推薦委員の総数の過半数をも

って行う。

2 前項の決議は、第6条第2項に定める役員等候補者につき、1名ずつこれを行う。

3 役員等候補者推薦委員会は、前項の決議成立後、速やかに理事会に役員等候補者リストを提出する。

(理事会の決定)

第9条 理事会は、前条において役員等候補者推薦委員会より提出された役員等候補者リストについて協議し、承認の決議を行った後、速やかに社員総会に役員等候補者を通知する。

(定時社員総会による選任)

第10条 社員総会は、定款第22条第1項に基づき、理事会より付議された役員等候補者における次の者の選任について協議し、決議を行う。

(1) 理事

(2) 監事

(3) 司法機関（規律委員会・裁定委員会）の委員長、副委員長及び委員

(理事会による選定)

第11条 前条の社員総会後に開催される理事会は、社員総会において選任された役員を含め、以下に掲げる者を選定する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 専務理事

(4) 常務理事

(5) 業務執行理事

(6) 各委員会の委員長

(7) 事務総長

(改正)

第12条 本規則の改正は、社員総会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第13条 本規則は、2023年6月25日から施行する。

附 則

第1条 次の期間の副会長候補者は、次の各県サッカー協会に所属する者から選出しなければならない。

2024年から2025年	福井県協会、長野県協会又は石川県協会から1名
2026年から2027年	福井県協会、長野県協会
2028年から2029年	福井県協会、石川県協会
2030年から2031年	長野県協会、石川県協会

2032年から2033年	長野県協会、新潟県協会
2034年から2035年	石川県協会、新潟県協会
2036年から2037年	石川県協会、福井県協会
2038年から2039年	長野県協会、新潟県協会
2040年から2041年	石川県協会、福井県協会
2042年から2043年	新潟県協会、長野県協会
2044年から2045年	新潟県協会、福井県協会